

「子吉川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料及び議事概要は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

子吉川水系河川整備学識者懇談会の議事概要について、事務局が作成するものとする。

3. 公開の方法

- (1) 会議資料及び議事概要の公開方法は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は、秋田河川国道事務所及び子吉川出張所とする。